

(一社) 埼玉県山岳・スポーツクライミング協会

所属選手規程

(目的)

第1条 本規定は、(一社) 埼玉県山岳・スポーツクライミング協会 (以下「本協会」という。) に所属する選手について定めることを目的とする。

(所属選手)

第2条 本協会所属選手は、以下のいずれかの者とする。

- (1) 本協会に加盟する山岳団体に所属する所属会員
- (2) 本協会の個人会員
- (3) 本協会に選手登録した**登録選手**

但し、県内に居住するか県内の学校に在籍する者、県内に勤務する者

2 本協会所属選手は、公益社団法人日本山岳・スポーツクライミング協会への選手登録時に「(一社) 埼玉県山岳・スポーツクライミング協会所属」を選択できる。

(登録選手)

第3条 本協会に選手登録した者を**登録選手**という。

(登録手続)

第4条 本協会に選手登録する者は、選手登録申込書と選手登録費を提出・納入する。

(登録料)

第5条 選手登録の年度登録料は一律 1,000 円とする。

(登録期間)

第6条 登録の受付は、年間を通じて受け付ける。

2 登録資格の期間は、毎年4月1日から翌年3月31日までの1年間とする。また、年度の途中で登録した場合でも登録料の減額はしない。

(選手登録を取り消す時)

第7条 選手登録を取り消す時は、本協会会長に書面により届け出る。ただし登録料の返金を行わない。

2 本規程、本協会倫理規定等の本協会の規定に違反した所属選手の処分については、倫理規定及び処分規定による。

(雑則)

第8条 本規定の改廃は、理事会の議を経て行う。

第9条 本規定は、令和5年度以降の登録について適用する。

附則

本規定は、令和5年4月1日から施行する。

令和6年3月20日 一部改定 (第5条 登録料)